

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 要求水準書 新旧対照表

※本新旧対照表は、応募者の参考として作成しているものであり、募集要項の一部を構成するものではない。

要求水準書（案）	要求水準書（素案）
<p>第1 総則</p> <p>1. 要求水準書（案）の位置づけ</p> <p>本要求水準書（案）（以下、「本書」という。）は、熊本県（以下、「県」という。）が、熊本県有明・八代工業用水道運営事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、本事業の基本的な内容及び県が運営権者に求める業務の水準（以下、「要求水準」という。）を規定したものである。本書において用いる語句は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、実施方針において定める意義を有する。</p> <p>（略）</p> <p>なお、今後、競争的対話をふまえて要求水準書を公表または配付することを予定しているが、要求水準書、本書の内容に矛盾または齟齬がある場合は、この順に優先して適用される。ただし、運営権者が提出する提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合は、その限りにおいて運営権者提案書が要求水準書に優先する。<u>また、県が実施方針公表時に公表した要求水準書（素案）は廃止とする。</u></p>	<p>第1 総則</p> <p>1. 要求水準書（素案）の位置づけ</p> <p>本要求水準書（素案）（以下、「本書」という。）は、熊本県（以下、「県」という。）が、熊本県有明・八代工業用水道運営事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、本事業の基本的な内容及び県が運営権者に求める業務の水準（以下、「要求水準」という。）を規定したものである。本書において用いる語句は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、実施方針において定める意義を有する。</p> <p>（略）</p> <p>なお、今後、募集要項等の公表時に要求水準書（案）を、競争的対話をふまえて要求水準書を公表または配付することを予定しているが、要求水準書、要求水準書（案）、本書の内容に矛盾または齟齬がある場合は、この順に優先して適用される。ただし、運営権者が提出する提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合は、その限りにおいて運営権者提案書が要求水準書に優先する。</p>
<p>2. 事業の概要</p> <p>(1)有明工業用水道</p> <p>（略）</p> <p>こうした状況から、将来的に工業用水の大幅な水需要増加は期待できないことや、水資源の有効利用の観点から、工業用水の需給計画を見直し、平成18年度に水利権の一部を荒尾市、大牟田市の上水道へ転用した経緯があり、現在は給水能力 33,860m³/日により運用している。<u>（なお、水利権転用により県が共有持分を有する部分の給水能力は減少しているが、共同管理者分を含めた給水能力は建設当時の 134,300m³/日のままで変更はない。）</u>。有明工業用水道等に関する主要諸元を図表1に示す。また、運営権設定対象施設を含む運営事業対象施設の詳細については別紙に示す。</p>	<p>2. 事業の概要</p> <p>(1)有明工業用水道</p> <p>（略）</p> <p>こうした状況から、将来的に工業用水の大幅な水需要増加は期待できないことや、水資源の有効利用の観点から、工業用水の需給計画を見直し、平成18年度に水利権の一部を荒尾市、大牟田市の上水道へ転用した経緯があり、現在は給水能力 33,860m³/日により運用している。有明工業用水道等に関する主要諸元を図表1に示す。また、運営権設定対象施設を含む運営事業対象施設の詳細については別紙に示す。</p>

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 要求水準書 新旧対照表

要求水準書（案）			要求水準書（素案）		
図表 1 有明工業用水道事業等 主要緒元 (2/3)			図表 1 有明工業用水道事業等 主要緒元 (2/3)		
給水先	有明工業用水道	長洲工業団地 名石浜工業用地 荒尾産業団地	給水先	有明工業用水道	長洲工業団地 名石浜工業用地 荒尾産業団地
	給水事業所数 <u>(募集要項公表時点)</u>	<u>13社</u>		給水事業所数 <u>(令和元年10月現在)</u>	<u>12社</u>
	福岡県大牟田工業用水道	宮原浄水場		福岡県大牟田工業用水道	宮原浄水場
	大牟田市上水道	ありあけ浄水場		大牟田市上水道	ありあけ浄水場
	荒尾市上水道			荒尾市上水道	
<p>※給水料金に関する補足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超過使用料金 管理条例に基づく、<u>超過使用水量（時間最大使用水量に24を乗じて得られた水量）</u>から基本使用水量（特定使用水量を使用することについて管理者から承認を得ている場合は、基本使用水量に当該特定使用水量を加えた水量）を減じて得られる水量をいい。管理者が使用水量等を勘案して、これによることが困難であると認める場合においては、1月分の使用水量を当該月分の日数で除して得られた水量から基本使用水量を減じて得られる水量をいう。）<u>1m³当たりの料金をいう。ここで「これによることが困難であると認める場合」とは、基本使用水量が120m³/日以下のユーザー企業をいう。</u> 			<p>※給水料金に関する補足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超過使用料金 管理条例に基づく、<u>超過使用水量（時間最大使用水量に24を乗じて得られた水量から基本使用水量（特定使用水量を使用することについて管理者から承認を得ている場合は、基本使用水量に当該特定使用水量を加えた水量）を減じて得られる水量をいい。管理者が使用水量等を勘案して、これによることが困難であると認める場合においては、1月分の使用水量を当該月分の日数で除して得られた水量から基本使用水量を減じて得られる水量をいう。）</u>1m³当たりの料金をいう。 		

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 要求水準書 新旧対照表

要求水準書（案）	要求水準書（素案）																																								
<p>(3) 八代工業用水道</p> <p style="text-align: center;">図表 2 八代工業用水道事業 主要諸元</p> <table border="1" data-bbox="197 411 1077 836"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業名</th> <th>八代工業用水道事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">水源</td> <td>球磨川</td> </tr> <tr> <td colspan="2">給水開始年月</td> <td>昭和 52 年 4 月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給水能力</td> <td>取水量</td> <td>29,462m³/日</td> </tr> <tr> <td>給水量</td> <td>27,300m³/日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">給水地域</td> <td>八代臨海工業団地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">給水事業所数 <u>(募集要項公表時点)</u></td> <td>25 社</td> </tr> </tbody> </table>	事業名		八代工業用水道事業	水源		球磨川	給水開始年月		昭和 52 年 4 月	給水能力	取水量	29,462m ³ /日	給水量	27,300m ³ /日	給水地域		八代臨海工業団地	給水事業所数 <u>(募集要項公表時点)</u>		25 社	<p>(3) 八代工業用水道</p> <p style="text-align: center;">図表 2 八代工業用水道事業 主要諸元</p> <table border="1" data-bbox="1176 411 2056 836"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業名</th> <th>八代工業用水道事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">水源</td> <td>球磨川</td> </tr> <tr> <td colspan="2">給水開始年月</td> <td>昭和 52 年 4 月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給水能力</td> <td>取水量</td> <td>29,462m³/日</td> </tr> <tr> <td>給水量</td> <td>27,300m³/日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">給水地域</td> <td>八代臨海工業団地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">給水事業所数 <u>(令和元年10月現在)</u></td> <td>25 社</td> </tr> </tbody> </table>	事業名		八代工業用水道事業	水源		球磨川	給水開始年月		昭和 52 年 4 月	給水能力	取水量	29,462m ³ /日	給水量	27,300m ³ /日	給水地域		八代臨海工業団地	給水事業所数 <u>(令和元年10月現在)</u>		25 社
事業名		八代工業用水道事業																																							
水源		球磨川																																							
給水開始年月		昭和 52 年 4 月																																							
給水能力	取水量	29,462m ³ /日																																							
	給水量	27,300m ³ /日																																							
給水地域		八代臨海工業団地																																							
給水事業所数 <u>(募集要項公表時点)</u>		25 社																																							
事業名		八代工業用水道事業																																							
水源		球磨川																																							
給水開始年月		昭和 52 年 4 月																																							
給水能力	取水量	29,462m ³ /日																																							
	給水量	27,300m ³ /日																																							
給水地域		八代臨海工業団地																																							
給水事業所数 <u>(令和元年10月現在)</u>		25 社																																							
<p>※給水料金に関する補足</p> <p>・超過使用料金 管理条例に基づく、超過使用水量（時間最大使用水量に 24 を乗じて得られた水量）から基本使用水量（特定使用水量を使用することについて管理者から承認を得ている場合は、基本使用水量に当該特定使用水量を加えた水量）を減じて得られる水量をいい。管理者が使用水量等を勘案して、これによることが困難であると認める場合においては、1 月分の使用水量を当該月分の日数で除して得られた水量から基本使用水量を減じて得られる水量をいう。） 1 m³ 当たりの料金をいう。<u>ここで「これによることが困</u></p>	<p>※給水料金に関する補足</p> <p>・超過使用料金 管理条例に基づく、超過使用水量（時間最大使用水量に 24 を乗じて得られた水量から基本使用水量（特定使用水量を使用することについて管理者から承認を得ている場合は、基本使用水量に当該特定使用水量を加えた水量）を減じて得られる水量をいい。管理者が使用水量等を勘案して、これによることが困難であると認める場合においては、1 月分の使用水量を当該月分の日数で除して得られた水量から基本使用水量を減じて得られる水量をいう。） 1 m³ 当たりの料金をいう。</p>																																								

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 要求水準書 新旧対照表

要求水準書（案）	要求水準書（素案）
<p><u>難であると認める場合」とは、基本水量が 120m³/日以下のユーザー企業をいう。</u></p>	
<p>第2 義務事業に関する要求 1 統括マネジメントに関する要求 (3) 事業計画の作成に関する要求 本事業を実施するにあたり、以下の事業計画等を策定し、県に提出すること。</p> <p><u>① 事業承継計画書の作成・提出</u> <u>提案内容に基づき、運営事業対象施設の引渡し等を円滑に行うため、実施契約締結後 30 日以内に義務事業の承継等に関する事業承継計画書を作成し、県の確認を受けること。</u></p>	<p>第2 義務事業に関する要求 1 統括マネジメントに関する要求 (3) 事業計画の作成に関する要求 本事業を実施するにあたり、以下の事業計画等を策定し、県に提出すること</p>
<p><u>③ 5 箇年事業計画の作成・提出</u> 全体事業計画に基づき、以下の内容を含む事業期間 6 年目から 10 年目までを対象とする 5 箇年分の事業計画を作成し、事業期間 4 年目に開催される県及び共同管理者との会議（以下、「共同管理者会議」）<u>前の 10 月末</u>までに県に提出すること。なお、共同管理者会議は毎年 11 月頃に開催される。また、事業期間 11 年目から 15 年目、16 年目から 20 年目を対象とする 5 箇年分の事業計画は、それぞれ事業期間 9 年目、14 年目に開催される共同管理者会議の<u>開催前の 10 月末</u>までに県に提出すること。運営権者からの提出後、県は共同管理者との協議を含む確認を行い、各 5 箇年の開始前年度の 4 月末日を目途に運営権者との間で合意することを想定している。なお所定の期日までに県と運営権者との間で事業計画が合意に至らなかった場合の対応については、実施契約において定める。</p>	<p><u>② 5 箇年事業計画の作成・提出</u> 全体事業計画に基づき、以下の内容を含む事業期間 6 年目から 10 年目までを対象とする 5 箇年分の事業計画を作成し、事業期間 4 年目に開催される県及び共同管理者との会議（以下、「共同管理者会議」）<u>が開催される[10]日前</u>までに県に提出すること。なお、共同管理者会議は毎年 11 月頃に開催される。また、事業期間 11 年目から 15 年目、16 年目から 20 年目を対象とする 5 箇年分の事業計画は、それぞれ事業期間 9 年目、14 年目に開催される共同管理者会議の<u>開催[10]日前</u>までに県に提出すること。運営権者からの提出後、県は共同管理者との協議を含む確認を行い、各 5 箇年の開始前年度の 4 月末日を目途に運営権者との間で合意することを想定している。なお所定の期日までに県と運営権者との間で事業計画が合意に至らなかった場合の対応については、実施契約において定める。</p>
<p>(4) 財務に関する要求 ① 計算書類等の作成・提出</p>	<p>(4) 財務に関する要求 ① 計算書類等の作成・提出</p>

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 要求水準書 新旧対照表

要求水準書（案）	要求水準書（素案）
<p>事業期間中、下記に掲げる計算書類等を作成し、本事業に関する財務状況等について、モニタリング等を通じて県に報告すること。</p> <p>なお、有明工業用水道<u>事業</u>と八代工業用水道<u>事業</u>（以下「<u>両事業</u>という。）とで収入及び費用を区分し、事業ごとに会計を明らかにすること。<u>両事業共通となる費用の配賦方法は運営権者が自らの裁量で合理的に行うものとするが、事前に県に説明し、確認を得ること。また、以降配賦方法を変更する場合も同様とする。</u></p>	<p>事業期間中、下記に掲げる計算書類等を作成し、本事業に関する財務状況等について、モニタリング等を通じて県に報告すること。</p> <p>なお、有明工業用水道と八代工業用水道とで収入及び費用を区分し、事業ごとに会計を明らかにすること。</p>
<p><u>③ 商業登記簿謄本の提出</u> 自らの商業登記簿謄本を県に提出すること。また、当該登記簿謄本の内容に変更があった場合、その都度変更後の登記簿謄本を県に提出すること。</p>	
<p><u>④ 代表印の印鑑証明書の提出</u> 自らの代表印の印鑑証明書の写しを県に提出すること。また、当該証明書の内容に変更があった場合、その都度変更後の証明書を県に提出すること。</p>	
<p>⑥ 運営権者が締結する契約の提出 ア 契約の一覧表 本事業に関して、<u>運営権者が本事業に係る業務を運営権者から受託又は請負う者との間で</u>締結し又は締結する予定の契約等の一覧表を作成し、県に提出すること。また、当該一覧表の内容に変更が生じた場合、その都度変更後の一覧表を県に提出すること。</p> <p>なお、当該一覧表に記載すべき相手方の範囲については、運営権者が業務を委託する業務実施企業（一次下請け先）及び業務実施企業が業務を委託する相手先（二次下請け先）までを対象とする。</p>	<p>④ 運営権者が締結する契約<u>等</u>の提出 ア 契約<u>等</u>の一覧表 本事業に関して、<u>県以外を相手方として自らが</u>締結し又は締結する予定の契約等の一覧表を作成し、県に提出すること。また、当該一覧表の内容に変更が生じた場合、その都度変更後の一覧表を県に提出すること。</p> <p>なお、当該一覧表に記載すべき相手方の範囲については、運営権者が業務を委託する業務実施企業（一次下請け先）及び業務実施企業が業務を委託する相手先（二次下請け先）までを対象とする。</p>
<p>イ 契約先に関する報告</p>	<p>イ 契約先に関する報告</p>

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 要求水準書 新旧対照表

要求水準書（案）	要求水準書（素案）
<p>上記アの者のうち業務実施企業（運営権者からの一次下請け先）については、運営権者と業務実施企業との契約締結前までに、当該企業に関する情報（名称、委託業務の内容、委託<u>予定</u>金額、委託期間等）について県に報告を行うこと。また、業務実施企業について、提案時から変更する場合には、変更理由を添えて、変更後の業務実施企業に関する情報を県に報告し、県から事前承認を得ること。<u>なお、契約締結前の時点で県に報告した当該企業に関する情報について、報告内容と異なる内容で契約締結した場合は、変更後の内容を再度県に報告すること。</u></p>	<p>上記アの者のうち業務実施企業（運営権者からの一次下請け先）については、運営権者と業務実施企業との契約締結前までに、当該企業に関する情報（名称、委託業務の内容、委託金額、委託期間等）について県に報告を行うこと。また、業務実施企業について、提案時から変更する場合には、変更理由を添えて、変更後の業務実施企業に関する情報を県に報告し、県から事前承認を得ること。</p>
<p>ウ 契約書の写し 上記アの者を相手方として契約等を締結した場合、契約締結後に、当該契約書の写しを県に提出すること。契約等を変更した場合も同様とする。 ただし、県及び運営権者が予め協議のうえ、運営権者の経営や運営権者が提案時に行った提案内容の履行状況の県によるモニタリングに影響が少ないため提出が不要とされた契約についてはこの限りではない。</p>	<p>ウ 契約書<u>等</u>の写し 上記アの者を相手方として契約等を締結した場合、契約締結後に、当該契約書<u>等</u>の写しを県に提出すること。契約等を変更した場合も同様とする。 ただし、県及び運営権者が予め協議のうえ、運営権者の経営や運営権者が提案時に行った提案内容の履行状況の県によるモニタリングに影響が少ないため提出が不要とされた契約<u>等</u>についてはこの限りではない。</p>
<p>(5) <u>セルフ</u>モニタリングに関する要求</p>	<p>(5) モニタリングに関する要求</p>
<p>(6) 情報公開に関する要求 ① 事業の履行状況に関する情報の公開 運営権者は、本事業における要求水準の遵守状況や経営状況等に関して、県のホームページを通じて情報を公開すること。なお、<u>県のホームページ上に運営権者が独自に開設するホームページへのリンクを設ける方法でも差し支えない。また</u>、公開する内容等については、県と協議の上決定すること。</p>	<p>(6) 情報公開に関する要求 ① 事業の履行状況に関する情報の公開 運営権者は、本事業における要求水準の遵守状況や経営状況等に関して、県のホームページを通じて情報を公開すること。なお、公開する内容等については、県と協議の上決定すること。</p>

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 要求水準書 新旧対照表

要求水準書（案）					要求水準書（素案）					
(7) 提出書類に関する要求 図表 3 提出書類 一覧 (1/4)					(7) 提出書類に関する要求 図表 3 提出書類 一覧 (1/4)					
	提出書類 (図書、マニュアル等)	提出期限	県		区分	提出書類 (図書、マニュアル等)	提出期限	県		
			承認	確認				承認	確認	
統括 マネジメント	事業計画等	事業承継計画書	実施契約締結後 30 日以内		○	事業計画	全体事業計画	実施契約締結時	○	
		全体事業計画	実施契約締結時	○			5 箇年事業計画	事業期間 4 年目・9 年目・14 年目に開催される共同管理者会議の開催(10)日前まで	○	
		5 箇年事業計画	事業期間 4 年目・9 年目・14 年目の 10 月末まで	○			単年度事業計画	前年度の 4 月 30 日	○	
		単年度事業計画	前年度の 4 月 30 日	○			年度報告書	運営権者株主総会の終了後 10 日以内		○
		年度報告書	運営権者株主総会の終了後 10 日以内		○		経営管理	計算書類等	運営権者株主総会の終了後 10 日以内	
	経営管理	計算書類等	運営権者株主総会の終了後 10 日以内		○	定款の写し		実施契約締結後又は定款・株主名簿の変更後速やかに		○
		定款の写し			○	株主名簿の写し				
		商業登記簿謄本	実施契約締結後 10 日以内又		○	運営権者が締結する契約等の一覧表		随時		○
		代表印の印鑑証明書	は記載内容の変更後速やかに		○	運営権者が締結する契約書等の写し				○
		株主名簿の写し			○	セルフモニタリング	セルフモニタリング実施計画書	実施契約締結後速やかに	○	
	セルフモニタリング	セルフモニタリング実施報告書	随時		セルフモニタリング実施報告書		随時		○	
	その他必要となる書類、申請書等	随時			○	その他必要となる書類、申請書等	随時		○	

(注記：提出期限が休日・祝日に当たる場合はその前営業日まで)

(注記：提出期限が休日・祝日に当たる場合はその前営業日まで)

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 要求水準書 新旧対照表

図表 3 提出書類 一覧 (2/4)

区分	提出書類 (図書、マニュアル等)	提出期限	県		
			承認	確認	
維持管理・運営	運転管理	運転管理計画	運転管理業務の着手 30 日 前まで		○
		運転管理マニュアル			○
		報告書 (日報)			○
		報告書 (月報)	翌月 10 日まで		○
	保全管理	保守点検計画 (年間作業計画)			○
		保守点検計画 (月間作業計画)	保全管理業務の着手 30 日 前まで		○
		日常点検マニュアル			○
		定期点検マニュアル			○
		洗管作業に関する計画	洗管作業の着手 90 日前ま で		○
		長期修繕計画 (事業終了後 10 年)	更新実施 5 箇年計画 (事業 期間 6 年日以降の計画) の 提出時		○
		報告書 (日常点検、定期点検)	点検作業の完了後 10 日以 内		○
		報告書 (洗管作業)	洗管作業の完了後 10 日以 内		○
	顧客管理	ユーザー企業問合せ対応記録	翌月 10 日まで		○
	危機管理	事業継続計画 (BCP)	事業期間の開始 30 日前ま で	○	
被災等発生状況及び対応報告 書		随時		○	

(注記 1 : 提出期限が休日・祝日に当たる場合はその前営業日まで)

(注記 2 : 洗管作業に関する計画について、緊急時等に洗管作業を行う必要が生じた場合は、上記の提出期限によらず、運営権者がその必要を認識して以降速やかに県に洗管の実施を報告すること。)

図表 3 提出書類 一覧 (2/4)

区分	提出書類 (図書、マニュアル等)	提出期限	県		
			承認	確認	
維持管理・運営	運転管理	運転管理計画	運転管理業務の着手 30 日前まで		○
		運転管理マニュアル			○
		報告書 (日報)			○
		報告書 (月報)	翌月 10 日 まで		○
	保全管理	保守点検計画 (年間作業計画)			○
		保守点検計画 (月間作業計画)	保全管理業務の着手 30 日前まで		○
		日常点検マニュアル			○
		定期点検マニュアル			○
		洗管作業に関する計画	洗管作業の着手 90 日前まで		○
		長期修繕計画 (事業終了後 10 年)	更新実施 5 箇年計画 (事業期間 6 年 日以降の計画) の提出時		○
	顧客管理	報告書 (日常点検、定期点検)	点検作業の完了後 10 日 以内		○
		報告書 (洗管作業)	洗管作業の完了後 10 日 以内		○
	顧客管理	ユーザー企業問合せ対応記録	翌月 10 日 まで		○
	危機管理	事業継続計画 (BCP)	事業期間の開始 30 日前まで	○	
被災等発生状況及び対応報告書		随時		○	

(注記 : 提出期限が休日・祝日に当たる場合はその前営業日まで)

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 要求水準書 新旧対照表

図表 3 提出書類 一覧 (3/4)

区分	提出書類 (図書、マニュアル等)	提出期限	県	
			承認	確認
更新計画	全体更新計画	実施契約締結時	○	
	更新実施5箇年計画	事業期間4年目・9年目・14年目の10月末まで	○	
	更新実施計画単年度計画	前年度の4月30日	○	
	更新計画(事業終了後10年間)	更新実施5箇年計画(事業期間6年目以降の計画)の提出時		○
更新工事 (修繕工事含む)	設計図書(仕様書・図面等)	設計業務の完了後30日以内	○	
	工事計画書(工程表・施工計画書等)	更新工事の着手30日前まで		○
	運営権者と業務実施企業間の工事請負契約書(写し)	工事請負契約の締結後30日以内		○
	完成図書(写真・出来形・品質管理表等)	更新工事の完了後30日以内	○	
	設備台帳			○
	更新実施報告書			○
その他必要となる書類、申請書等	随時		○	

(注記：提出期限が休日・祝日に当たる場合はその前営業日まで)

図表 3 提出書類 一覧 (3/4)

区分	提出書類 (図書、マニュアル等)	提出期限	県	
			承認	確認
更新計画	全体更新計画	実施契約締結時	○	
	更新実施5箇年計画	事業期間4年目・9年目・14年目に開催される共同管理者会議の開催[10]日前まで	○	
	更新実施計画単年度計画	前年度の[4月30日]	○	
	更新計画(事業終了後10年間)	更新実施5箇年計画(事業期間6年目以降の計画)の提出時		○
更新工事 (修繕工事含む)	設計図書(仕様書・図面等)	設計業務の完了後[30]日以内	○	
	工事計画書(工程表・施工計画書等)	更新工事の着手[30]日前まで		○
	運営権者と業務実施企業間の工事請負契約書(写し)	工事請負契約の締結後[30]日以内		○
	完成図書(写真・出来形・品質管理表等)	更新工事の完了後[30]日以内	○	
	設備台帳			○
	更新実施報告書			○
その他必要となる書類、申請書等	随時		○	

(注記：提出期限が休日・祝日に当たる場合はその前営業日まで)

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 要求水準書 新旧対照表

図表 3 提出書類 一覧 (4/4)

区分	提出書類 (図書、マニュアル等)	提出期限	県		
			承認	確認	
任意事業	事業計画等	任意事業を開始する 30 日前まで		○	
事業終了時の引継業務	引継業務	引継計画書	事業期間が終了する 1 年前まで	○	
		引継書類	引継業務が開始する 30 日前まで	○	
		最新の長期修繕計画、 事業期間終了後の更新計画	事業期間が終了する 30 日前まで		○
				運転管理、保全管理に関する資料	○
		引継完了報告書	引継業務完了後速やかに	○	
		施設性能確認計画書	事業期間の終了 1 年前まで	○	
		施設性能確認報告書	施設性能確認の完了後 30 日以内	○	

(注記：提出期限が休日・祝日に当たる場合はその前営業日まで)

図表 3 提出書類 一覧 (4/4)

区分	提出書類 (図書、マニュアル等)	提出期限	県		
			承認	確認	
任意事業	事業計画等	任意事業を開始する [-30] 日前まで		○	
事業終了時の引継業務	引継業務	引継計画書	事業期間が終了する [-2] 年前まで	○	
		引継書類	引継業務が開始する [-30] 日前まで	○	
		最新の長期修繕計画、 事業期間終了後の更新計画	事業期間が終了する [-30] 日前まで		○
				運転管理、保全管理に関する資料	○
		引継完了報告書	引継業務完了後速やかに	○	
		施設性能確認計画書	事業期間の終了 [-2] 年前まで	○	
		施設性能確認報告書	施設性能確認の完了後 [-30] 日以内	○	

(注記：提出期限が休日・祝日に当たる場合はその前営業日まで)

2 維持管理・運営に関する要求

(1) 工業用水等の供給に関する要求

本書に定める浄水水質・浄水量に基づき、ユーザー企業及び有明工業用水道の共同管理者に対し、それぞれ必要な工業用水及び用水（以下、工業用水と用水を総称して「工業用水等」という。）を供給する。工業用水等の供給状況に関する監視方法については、要求水準を充足している限りにおいて、運営権者の裁量に委ねるものとする。なお、監視に必要な設備・システムの構築を行う場合は運営権者がその費用を負担するものとする。

2 維持管理・運営に関する要求

(1) 工業用水~~道~~等の供給に関する要求

本書に定める浄水水質・浄水量に基づき、ユーザー企業及び有明工業用水道の共同管理者に対し、それぞれ必要な工業用水及び用水（以下、工業用水と用水を総称して「工業用水等」という。）を供給する。

<p>①浄水水質の管理 ユーザー企業の受水地点及び金山分水場（有明工業用水道のみ）において熊本県工業用水道供給規程（以下、「供給規程」という。）に定める次の要求を満足すること。なお、必要に応じて、ユーザー企業の受水地点で水質を確認すること。</p> <p style="text-align: center;">図表 4 供給規程に基づく浄水水質</p> <table border="1" data-bbox="322 619 954 786"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>水質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水温</td> <td>常温</td> </tr> <tr> <td>濁度</td> <td>10 度以下</td> </tr> <tr> <td>pH</td> <td>6.0 以上 8.0 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	水質	水温	常温	濁度	10 度以下	pH	6.0 以上 8.0 以下	<p>①浄水水質の管理 ユーザー企業の受水地点及び金山分水場（有明工業用水道のみ）において熊本県工業用水道供給規程（以下、「供給規程」という。）に定める次の要求を満足すること。なお、必要に応じて、ユーザー企業の受水地点で水質を確認すること。</p> <p>ア 水温：—— 常温 イ 濁度：—— 10 度以下 ウ pH：—— 6.0 以上 8.0 以下</p>
項目	水質								
水温	常温								
濁度	10 度以下								
pH	6.0 以上 8.0 以下								
<p>上記の要求水質を満足するため、<u>図表 5 に規定する現行</u>の水質管理目標値を参考に、浄水場の出口における水質の管理目標値を<u>自ら</u>定め、原水の高濁時 <u>(500 度以上)</u> 等を除き、当該管理目標値の達成に努めること。</p>	<p>上記の要求水質を満足するため、次の水質管理値を参考に、浄水場の出口における水質の管理目標値を定め、原水の高濁時等を除き、当該管理目標値の達成に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>有明工業用水道</u> <ul style="list-style-type: none"> ア 水温：—— 常温 イ 濁度：—— 3 度以下 ウ pH：—— 6.0 以上 8.0 以下 • <u>八代工業用水道</u> <ul style="list-style-type: none"> ア 水温：—— 常温 イ 濁度：—— 3 度以下 ウ pH：—— 6.3 以上 7.6 以下 								

<p style="text-align: center;">図表 5 浄水場出口における水質管理目標値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">水 質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>有明工業用水道</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水温</td> <td style="text-align: center;">常温</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">濁度</td> <td style="text-align: center;">3度以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">pH</td> <td style="text-align: center;">6.0以上8.0以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>八代工業用水道</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水温</td> <td style="text-align: center;">常温</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">濁度</td> <td style="text-align: center;">3度以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">pH</td> <td style="text-align: center;">6.3以上7.6以下</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	水 質	<u>有明工業用水道</u>		水温	常温	濁度	3度以下	pH	6.0以上8.0以下	<u>八代工業用水道</u>		水温	常温	濁度	3度以下	pH	6.3以上7.6以下	<p style="text-align: center;">※上記は、現状における管理目標値となっている。</p>
項 目	水 質																		
<u>有明工業用水道</u>																			
水温	常温																		
濁度	3度以下																		
pH	6.0以上8.0以下																		
<u>八代工業用水道</u>																			
水温	常温																		
濁度	3度以下																		
pH	6.3以上7.6以下																		
<p>②浄水量の管理</p> <p><u>運営事業対象施設の施設能力</u>の範囲において、ユーザー企業の使用水量及び有明工業用水道の共同管理者の必要水量を確保すること。新規のユーザー企業については、必要水量を調査し、県と調整の上、供給を行うこと。</p>	<p>②浄水量の管理</p> <p><u>県の開示資料で示す</u>範囲において、ユーザー企業の使用水量及び有明工業用水道の共同管理者の必要水量を確保すること。新規のユーザー企業については、必要水量を調査し、県と調整の上、供給を行うこと。</p>																		
<p>③浄水汚泥の管理・処分</p> <p>浄水汚泥については、各種法令等を遵守し適切に管理・処分すること。また、浄水汚泥を有償で売却することも認める。</p> <p>なお、八代工業用水道において発生した浄水汚泥の処理については、県が自らの費用負担により企業団に当該業務を委託するものと<u>する。また、</u>運営権者は、企業団が浄水汚泥の処理業務を<u>実施するにあたり、企業団の関係者による白島浄水場内への出入り</u>に協力すること。</p> <p>ただし、八代工業用水道の汚泥処理施設の管理区分が現行の企業団から県に変更された場合は、運営権者が浄水汚泥を<u>産業廃棄物として運搬・処分もしくは有償売却等</u>を行うものとする。この場合、運営権者は、県から当該管理区分の変更決定に関する通知を受領した後、浄水汚泥の処理業務を開始す</p>	<p>③浄水汚泥の管理・処分</p> <p>浄水汚泥については、各種法令等を遵守し適切に管理・処分すること。また、浄水汚泥を有償で売却することも認める。</p> <p>なお、八代工業用水道において発生した浄水汚泥の処理については、県が自らの費用負担により企業団に当該業務を委託するものと<u>し、</u>運営権者は、企業団が<u>行う</u>浄水汚泥の処理業務に協力すること。</p> <p>ただし、八代工業用水道の汚泥処理施設の管理区分が現行の企業団から県に変更された場合は、運営権者が浄水汚泥の<u>処理</u>を行うものとする。この場合、運営権者は、県から当該管理区分の変更決定に関する通知を受領した後、浄水汚泥の処理業務を開始すること。浄水汚泥の処理に係る費用（業務委託</p>																		

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 要求水準書 新旧対照表

<p>ること。浄水汚泥の処理に係る費用（業務委託費等）については、運営権者が複数社から入手した見積りを県に提出し、県との協議を通じて、運営権者による浄水汚泥の処理に係る県の費用負担額と負担方法（按分率の見直し等）について見直しを行うものとする。</p>	<p>費等）については、運営権者が複数社から入手した見積りを県に提出し、県との協議を通じて、運営権者による浄水汚泥の処理に係る県の費用負担額と負担方法（按分率の見直し等）について見直しを行うものとする。</p>
<p>(2) 運転管理に関する要求 ⑥ 運転管理に関する留意事項 ア 有明工業用水道 上の原浄水場内における有明工業用水道の共同管理者が保有する水質管理施設について、当該施設の運転に必要な電力を供給すること。 <u>当該施設の電力費用については県に請求するものとし、電力費用の算定に必要な電力メータについて、自らの費用負担にて設置すること。</u></p>	<p>(2) 運転管理に関する要求 ⑥ 運転管理に関する留意事項 ア 有明工業用水道 上の原浄水場内における有明工業用水道の共同管理者が保有する水質管理施設について、当該施設の運転に必要な電力を供給すること。</p>
<p>イ 八代工業用水道 (イ) 白島浄水場におけるフロック形成池・沈殿池の運用 企業団及び運営権者がそれぞれ管理するフロック形成池・沈殿池について、定期点検等による一時的な運転停止時の運用について、<u>県を介して</u>企業団と調整・協議すること。<u>なお、過去の実績において、企業団は隔年で定期点検等を実施している。</u></p>	<p>イ 八代工業用水道 (イ) 白島浄水場におけるフロック形成池・沈殿池の運用 企業団及び運営権者がそれぞれ管理するフロック形成池・沈殿池について、定期点検等による一時的な運転停止時の運用について、<u>県及び</u>企業団と調整・協議すること。</p>
<p>(3) 保全管理に関する要求 ③ 保守点検 保守点検計画に従い、運営事業対象施設の保守点検及び必要な修繕を実施すること。<u>トンネル、導水管路、送水管路及び配水管路は以下にしたがうものとするが、場内配管は運営権者の自らの費用負担により保守点検及び必要な修繕を行うこと。</u></p>	<p>(3) 保全管理に関する要求 ③ 保守点検 保守点検計画に従い、運営事業対象施設の保守点検及び必要な修繕を実施すること。</p>
<p>イ 管路の保守点検</p>	<p>イ 管路の保守点検</p>

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 要求水準書 新旧対照表

<p>(ア)保守点検及び修繕</p> <p>運営事業対象施設のうち、<u>場内配管を除く</u>導水管路、送水管路及び配水管路（以下、「管路」という。）の保守点検について、道路上からの目視点検により、管路埋設箇所の異常を確認するものとし、管路からの漏水を確認又は漏水事故発生の連絡を受けた場合には、当該漏水箇所の修繕を実施すること。なお、<u>漏水箇所の確認に伴う試掘調査の費用は運営権者の人件費等を除き県が負担し</u>、漏水箇所の修繕に要する費用は県が負担する。</p> <p>また、管路の保守点検を通じて、管路の更新が必要と判断した場合には県に報告すること。県は、当該管路の更新が必要と判断した場合、県の費用にて更新工事を実施する。</p> <p><u>なお、当該漏水への対応について、原則、断水を伴わないもの及び配水支管において一時的な断水を伴うものを修繕、断水が伴うものを更新とみなす。</u></p>	<p>(ア)保守点検及び修繕</p> <p>運営事業対象施設のうち、導水管路、送水管路及び配水管路（以下、「管路」という。）の保守点検について、道路上からの目視点検により、管路埋設箇所の異常を確認するものとし、管路からの漏水を確認又は漏水事故発生の連絡を受けた場合には、当該漏水箇所の修繕を実施すること。なお、漏水箇所の修繕に要する費用は県が負担する。</p> <p>また、管路の保守点検を通じて、管路の更新が必要と判断した場合には県に報告すること。県は、当該管路の更新が必要と判断した場合、県の費用にて更新工事を実施する。</p>
<p>(イ)管路の洗管作業</p> <p>事業期間中、定期的に管路の洗管作業を実施すること。なお、洗管作業に伴う濁水や断水等によるユーザー企業の操業に支障が出ないよう、適切な時期、洗管作業の方法を検討し、洗管作業に関する計画を作成し、作業を実施する 90 日前までに県に提出すること。また、洗管作業を実施する際は、事前に各ユーザー企業に対し、洗管作業の実施時期、作業範囲などを予め周知すること。</p> <p><u>なお、災害・事故等の発生により、緊急の洗管作業が必要となる場合については上記の提出期限によらず、運営権者がその必要を認識して以降速やかに県に洗管の実施を報告すること</u></p>	<p>(イ)管路の洗管作業</p> <p>事業期間中、定期的に管路の洗管作業を実施すること。なお、洗管作業に伴う濁水や断水等によるユーザー企業の操業に支障が出ないよう、適切な時期、洗管作業の方法を検討し、洗管作業に関する計画を作成し、作業を実施する 90 日前までに県に提出すること。また、洗管作業を実施する際は、事前に各ユーザー企業に対し、洗管作業の実施時期、作業範囲などを予め周知すること。</p>
<p>(4)顧客管理に関する要求</p> <p>②料金徴収の実施</p>	<p>(4)顧客管理に関する要求</p> <p>②料金徴収の実施</p>

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 要求水準書 新旧対照表

<p>管理条例に基づき、ユーザー企業から毎月 20 日を目処に料金徴収を実施すること。また、実施契約の定めに基づき、<u>毎月末日（当日が休日・祝日に当たる場合はその前営業日）までに</u>県収受分を県に送金すること。</p> <p>なお、工業用水道料金の滞納・不払いへの対応については、運営権者で検討・実施すること。</p> <p>有明工業用水道の共同管理者に対する<u>維持管理負担金</u>の請求は、実施契約の定めに基づき、県に対して行うこと。</p>	<p>管理条例に基づき、ユーザー企業から毎月 20 日を目処に料金徴収を実施すること。また、実施契約の定めに基づき、県収受分を県に送金すること。</p> <p>なお、工業用水道料金の滞納・不払いへの対応については、運営権者で検討・実施すること。</p> <p>有明工業用水道の共同管理者に対する<u>共同管理費</u>の請求は、実施契約の定めに基づき、県に対して行うこと。</p>
<p>③工業用水の給水申し込みに伴う管路の布設</p> <p>管理条例に基づき、ユーザー企業から新規の給水申し込み等があった場合、当該ユーザー企業の敷地境界まで、管路を布設すること。</p> <p>なお、当該管路の布設費用は、<u>実施契約に基づき県又は</u>運営権者が負担する<u>ものとする。</u></p>	<p>③工業用水の給水申し込みに伴う管路の布設</p> <p>管理条例に基づき、ユーザー企業から新規の給水申し込み等があった場合、当該ユーザー企業の敷地境界まで、管路を布設すること。</p> <p>なお、当該管路の布設費用は、原則、運営権者が負担する<u>ものの、布設費用が高額であるなどの場合には、県と協議のうえ、管理条例に基づくユーザー企業による費用負担額を決定する。</u></p>
<p>④給水施設の設置</p> <p>供給規程に基づくユーザー企業の給水施設に係る業務のうち、県が担当する工事申請の確認、竣工検査等において、<u>熊本県工業用水道供給規程第 21 条第 1 項に基づき</u>ユーザー企業が<u>県に行う</u>工事申請の<u>代理</u>受付や竣工検査の立会等の協力を行うこと。</p>	<p>④給水施設の設置</p> <p>供給規程に基づくユーザー企業の給水施設に係る業務のうち、県が担当する工事申請の確認、竣工検査等において、ユーザー企業<u>からの</u>工事申請の受付や竣工検査の立会等の協力を行うこと。</p>
<p>⑤問い合わせ対応</p> <p><u>ユーザー企業からの問い合わせ対応にあたり、現在県が使用している電話番号を引き続き使用すること。なお、県から運営権者への回線契約及び加入権の承継は予定していない。</u>ユーザー企業からの問い合わせに対応し、対応の記録を残す<u>ものとし</u>、本事業の範囲を超える問い合わせがあった場合は、速やかに県に問い合わせ内容を報告し、その後の対応について協議・調整す</p>	<p>⑤問い合わせ対応</p> <p>ユーザー企業からの問い合わせに対応し、対応の記録を残す<u>こと。</u> なお、本事業の範囲を超える問い合わせがあった場合は、速やかに県に問い合わせ内容を報告し、その後の対応について協議・調整すること。</p>

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 要求水準書 新旧対照表

<p>ること。</p> <p>また、県が行う共同管理者との予算協議等について、県から出席を求められた場合は、当該協議に出席すること。</p> <p><u>なお、ユーザー企業との連絡手段及び連絡頻度については、要求水準を充足している限りにおいて、運営権者の裁量に委ねるものとする。</u></p>	<p>また、県が行う共同管理者との予算協議等について、県から出席を求められた場合は、当該協議に出席すること。</p>
<p>(5)危機管理対応に関する要求</p> <p>①災害・事故等を想定したBCPの作成・見直し（熊本県防災体制との連絡体制構築）</p> <p>本事業の範囲における事業継続計画（BCP）を作成し、必要に応じて内容を見直すこと。BCPの内容については、<u>県がホームページで公表している「熊本県業務継続計画及び受援・応援計画」を参考とし、提案内容に基づき、要求水準を充足するための緊急対応について明確に示し、既存の防災計画等に準拠するよう留意すること。また、連絡体制、県と運営権者の窓口等を明記すること。</u></p>	<p>(5)危機管理対応に関する要求</p> <p>①災害・事故等を想定したBCPの作成・見直し（熊本県防災体制との連絡体制構築）</p> <p>本事業の範囲における事業継続計画（BCP）を作成し、必要に応じて内容を見直すこと。BCPの内容については、提案内容に基づき、要求水準を充足するための緊急対応について明確に示し、既存の防災計画等に準拠するよう留意すること。また、連絡体制、県と運営権者の窓口等を明記すること。</p>
<p>② 災害・事故等発生時の初動対応の実施</p> <p>ア 不可抗力時の初動対応</p> <p>巡視点検等により情報収集に努め、運転停止や弁栓開閉等が<u>必要な場合は速やかに県に報告し、これを実施して</u>二次被害防止を速やかに行うこと。<u>ただし、県と連絡が取れることを待っていたのでは二次被害の拡大が想定される場合には、運営権者は自らの判断により運転停止や弁栓開閉等を行ってよい。</u>収集した情報より、県に状況報告を行い、応急復旧箇所を抽出し、県の下承を得て復旧を実施すること。なお、当該復旧については緊急を要する場合は、自らの判断に基づき復旧を実施すること。実施契約の定めに基づき、当該初動対応に要する費用を負担すること。</p> <p>また、初動対応後の恒久復旧については、県との間で費用負担等を調整し、運営権者が実施すること。</p>	<p>② 災害・事故等発生時の初動対応の実施</p> <p>ア 不可抗力時の初動対応</p> <p>巡視点検等により情報収集に努め、必要に応じて運転停止や弁栓開閉等に<u>よって</u>二次被害防止を速やかに行うこと。収集した情報より、県に状況報告を行い、応急復旧箇所を抽出し、県の下承を得て復旧を実施すること。なお、当該復旧について緊急を要する場合は、自らの判断に基づき復旧を実施すること。実施契約の定めに基づき、当該初動対応に要する費用を負担すること。</p> <p>また、初動対応後の恒久復旧については、県との間で費用負担等を調整し、運営権者が実施すること。</p>

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 要求水準書 新旧対照表

<p>④ 他の工業用水道事業者等が被災した場合の応援</p> <p>県が災害発生時等の相互応援協定を締結している九州地域の各工業用水道事業者が被災した場合、県と協力して応援活動を実施すること。</p> <p>県から応援要請を受けた場合、自らが<u>保管又は</u>保有する物資・資機材について、県と協議のうえ、被災した工業用水道事業者に供給すること。当該供給に要する費用（物資・資機材の調達費、運搬費等）は県が負担する。なお、被災した工業用水道事業者に対する、職員等の派遣は県が行うものとする。</p>	<p>④ 他の工業用水道事業者等が被災した場合の応援</p> <p>県が災害発生時等の相互応援協定を締結している九州地域の各工業用水道事業者が被災した場合、県と協力して応援活動を実施すること。</p> <p>県から応援要請を受けた場合、自らが保有する物資・資機材について、県と協議のうえ、被災した工業用水道事業者に供給すること。当該供給に要する費用（物資・資機材の調達費、運搬費等）は県が負担する。なお、被災した工業用水道事業者に対する、職員等の派遣は県が行うものとする。</p>
<p><u>⑥運営事業対象施設以外に起因する異常時等の対応</u></p> <p>運営事業対象施設以外に起因する異常時においても、運営権者は工業用水の供給に必要な運転・連絡・調整等を行うこと。</p>	
<p>(6) 県が維持する許認可の更新への協力に関する要求</p> <p>本事業に関して県が維持している以下の許認可について、<u>取水量、配水量の実績整理等</u>、許認可の継続に必要な資料の作成等、県が行う許認可の更新手続きに協力すること。</p>	<p>(6) 県が維持する許認可の更新への協力に関する要求</p> <p>本事業に関して県が維持している以下の許認可について、許認可の継続に必要な資料の作成等、県が行う許認可の更新手続きに協力すること。</p>
<p>(7) ユーザー企業誘致活動への支援に関する要求</p> <p>県及び地元市町等が行うユーザー企業の誘致活動に<u>おいて</u>、県からの相談を受けた場合は、<u>受水を検討している企業に対し運営事業対象施設の運営状況について情報提供するなど</u>、必要な支援を行うこと。</p>	<p>(7) ユーザー企業誘致活動への支援に関する要求</p> <p>県及び地元市町等が行うユーザー企業の誘致活動に<u>ついて</u>、県からの相談を受けた場合は、<u>適宜、誘致活動に必要な提案等の支援を行うこと。なお、実費が伴う事項は別途調整とする。</u></p>

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 要求水準書 新旧対照表

<p>(9)施設の公開・見学対応に関する要求 (略) ②県が受付ける見学申込への対応 県からの要請にしたがい、見学者を受け入れること。 <u>なお、運営権者が通常の運営業務に支障を来たすと判断する場合は、日程の変更、受け入れの見送等を行うことができる。</u></p>	<p>(9)施設の公開・見学対応に関する要求 (略) ②県が受付ける見学申込への対応 県からの要請にしたがい、見学者を受け入れること。</p>
<p>(11) 施設の清掃に関する要求 ① 施設の清掃 運営事業対象施設の定期的な清掃及び本事業で使用する備品等の整理整頓等を実施し、運営事業対象施設の機能性、良好な作業環境を維持すること。 また、運営事業対象施設の敷地内における除草、植栽の刈込等を実施し、運営事業対象施設の美観を維持すること。 また、運営事業対象施設の敷地内<u>及び周辺（当該敷地への進入道路等を含む）、本事業で使用する用地（汚泥ケーキ仮置場、建設発生土の仮置場等）及びユーザー企業が設置する量水器周辺</u>における除草、植栽の刈込等を実施し、運営事業対象施設等の美観を維持すること。</p>	<p>(11) 施設の清掃に関する要求 ① 施設の清掃 運営事業対象施設の定期的な清掃及び本事業で使用する備品等の整理整頓等を実施し、運営事業対象施設の機能性、良好な作業環境を維持すること。 また、運営事業対象施設の敷地内における除草、植栽の刈込等を実施し、運営事業対象施設の美観を維持すること。</p>
<p>3 施設更新に関する要求 本書に定める水質の工業用水等を、ユーザー企業及び共同管理者に常時供給できるよう施設機能を保持するために必要な更新を計画的に実施すること。<u>なお、本事業における更新対象施設については、本書の別紙(3)運営権者の業務範囲において示すとおりとする。ただし、経済産業省の「補助金等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」（平成16・06・10会課第5号）における「財産処分」が必要となる更新は行うことができない。</u> <u>トンネル、管路及び接合井に係る更新対象適否は下表に示すとおりとする。ただし、浄水場内の管路更新が必要な場合は、運営権者が自らの費用負</u></p>	<p>3 施設更新に関する要求 本書に定める水質の工業用水等を、ユーザー企業及び共同管理者に常時供給できるよう施設機能を保持するために必要な更新を計画的に実施すること。</p>

担で行うものとする。

また、トンネル、管路及び接合井（有明工業用水道のみ）について、県及び共同管理者が劣化調査、更新等を実施する際、トンネル充排水操作や運営事業対象施設の運転停止・復旧操作、ユーザー企業への周知等の必要な範囲で協力すること。

図表 8 トンネル、管路及び接合井に係る更新対象適否

施設区分		有明工業用水道	八代工業用水道
トンネル		更新対象外	更新対象外
管路	下記以外	更新対象外	更新対象外
	浄水場内配管	更新対象	更新対象
接合井			
土木施設	下記以外	更新対象外	更新対象外
	ゲート、スクリーン	(該当なし)	更新対象
建築施設		(該当なし)	更新対象
電気計装		更新対象	更新対象 ²

なお、八代工業用水道を対象とする施設更新に関して、県と企業団との共有施設である萩原接合井を更新計画の検討対象とする場合も、当該施設の施設更新費については、運営権者が収受する料金収入及び県が運営権者に対して支払う更新投資負担金の範囲で更新を実施すること。

また、八代工業用水道に設置している汚泥処理施設（脱水機、濃縮槽及びそれらの付帯設備を含む）が本事業の更新対象施設となった場合、県と調整の上、更新計画の検討対象に追加すること。

トンネル、管路、接合井（有明工業用水道のみ）は対象外とするが、県及び共同管理者が劣化調査、更新等を実施する際、必要な範囲で協力すること。

なお、八代工業用水道に設置している汚泥処理施設（脱水機、濃縮槽及びそれらの付帯設備を含む）が本事業の更新対象施設となった場合、県と調整の上、更新計画の検討対象に追加すること。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 要求水準書 新旧対照表

<p>(2)更新計画及び更新実施計画に関する要求</p> <p>①全体更新計画 (略)</p> <p>なお、事業期間開始から5年目までの更新計画のうち1年目の計画については、<u>県が募集要項公表時に</u>開示資料として開示した県の更新計画と同一の内容と<u>すること（なお、県が開示した更新計画では、本事業開始予定日を含む事業年度1年目には、一切の更新工事は計画されていない。）</u>また、実際の更新事業費が県の更新計画で想定される更新費用を上回ることがないように留意すること。また、2年目以降の計画についても、原則、県の開示資料で示す県の更新計画と同一の内容とするが、応募者が提案時に独自の計画を提案することも認める。その場合、応募者は、計画内容の妥当性を示すこと。また、更新対象施設の仕様については、既存施設と同等以上の性能を有するものを基本とするが、単純更新ではなく、ダウンサイジング、スペックダウン、長寿命化による延命等を提案する場合は、その妥当性を示すこと。<u>県が妥当性を認めた場合、施設能力等の要求性能を変更する。</u></p> <p>また、事業期間中に更新対象施設や更新時期等、更新計画の内容について見直しを行う場合、県に対して合理的な説明を行い、県が了承した場合に限り、計画内容を見直すことができるものとする。</p>	<p>(2)更新計画及び更新実施計画に関する要求</p> <p>①全体更新計画 (略)</p> <p>なお、事業期間開始から5年目までの更新計画のうち1年目の計画については、<u>県の開示資料で示す</u>県の更新計画と同一の内容と<u>し</u>、実際の更新事業費が県の更新計画で想定される更新費用を上回ることがないように留意すること。また、2年目以降の計画についても、原則、県の開示資料で示す県の更新計画と同一の内容とするが、応募者が提案時に独自の計画を提案することも認める。その場合、応募者は、計画内容の妥当性を示すこと。また、更新対象施設の仕様については、既存施設と同等以上の性能を有するものを基本とするが、単純更新ではなく、ダウンサイジング、スペックダウン、長寿命化による延命等を提案する場合は、その妥当性を示すこと。</p> <p>また、事業期間中に更新対象施設や更新時期等、更新計画の内容について見直しを行う場合、県に対して合理的な説明を行い、県が了承した場合に限り、計画内容を見直すことができるものとする。</p>
<p>② 更新実施5箇年計画</p> <p>全体更新計画に基づき、事業期間6年目から10年目まで以降を対象とする、5箇年分の更新実施計画を作成し、事業期間4年目に開催される共同管理者<u>会議前</u>の10月<u>末</u>までに県に提出すること。また、事業期間11年目から15年目、16年目から20年目を対象とする5箇年分の更新実施計画は、それぞれ事業期間9年目、14年目に開催される共同管理者会議の<u>開催前</u>の10月<u>末</u>までに県に提出すること。運営権者からの提出後、県は共同管理者との協</p>	<p>② 更新実施5箇年計画</p> <p>全体更新計画に基づき、事業期間6年目から10年目まで以降を対象とする、5箇年分の更新実施計画を作成し、事業期間4年目に開催される共同管理者<u>会議の開催[10]日前</u>までに県に提出すること。また、事業期間11年目から15年目、16年目から20年目を対象とする5箇年分の更新実施計画は、それぞれ事業期間9年目、14年目に開催される共同管理者<u>会議の開催[10]日前</u>までに県に提出すること。運営権者からの提出後、県は共同管理者との協</p>

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 要求水準書 新旧対照表

<p>議を含む確認を行い、各5箇年の開始前年度の4月末日を目途に運営権者との間で合意することを想定している。なお所定の期日までに県と運営権者との間で更新実施5箇年計画が合意に至らなかった場合の対応については、実施契約において定める。</p>	<p>協議を含む確認を行い、各5箇年の開始前年度の4月末日を目途に運営権者との間で合意することを想定している。なお所定の期日までに県と運営権者との間で更新実施5箇年計画が合意に至らなかった場合の対応については、実施契約において定める。</p>
<p>(3)更新工事に関する要求 ⑧設備台帳の管理・更新 運営事業対象施設について新規に設備台帳を作成・管理するものとし、事業期間中、当該台帳の記載内容に変更が生じた場合は、都度内容の修正・更新を行うこと。また、当該台帳の修正・更新を行った場合は県に報告を行うこと。設備台帳は汎用性が高い表計算システム等で編集ができる電子ファイル、もしくは表計算システムのファイル形式でエクスポートができる専用システムとし、様式等については、県と協議の上決定する。 また、県が作成する固定資産台帳について、取得資産の変更があった場合等において、当該台帳の作成に協力すること。</p>	<p>(3)更新工事に関する要求 ⑧設備台帳の管理・更新 運営事業対象施設について設備台帳を作成・管理するものとし、事業期間中、当該台帳の記載内容に変更が生じた場合は、都度内容の修正・更新を行うこと。また、当該台帳の修正・更新を行った場合は県に報告を行うこと。設備台帳の様式等については、県と協議の上決定する。 また、県が作成する固定資産台帳について、取得資産の変更があった場合等において、当該台帳の作成に協力すること。 また、県が作成する固定資産台帳について、取得資産の変更があった場合等において、当該台帳の作成に協力すること。</p>
<p>(4)県及び共同管理者が行う補助金申請への協力</p>	<p>(4)補助金申請への協力</p>
<p>第3 任意事業に関する要求 本事業に影響を与えない範囲において、自らの責任のもと任意事業を実施することができるものとする。任意事業の内容は、義務事業に関連する範囲内とし、本事業の安定経営に影響を与えない限り、運営権者の裁量にて提案できるものとする。</p>	<p>第3 任意事業に関する要求 本事業に影響を与えない範囲において、自らの責任のもと任意事業を実施することができるものとする。任意事業の内容は、本事業の安定経営に影響を与えない限り、運営権者の裁量にて提案できるものとする。</p>
<p>第4 事業終了時の引継業務 2 施設状態に関する要求 (1) 施設性能確認計画書の作成・提出 事業期間終了時における運営事業対象施設の施設性能に関する、確認事項、確認時期、確認方法等を記載した施設性能確認計画書を作成し、事業期間が終了する1年前までに県に提出すること。</p>	<p>第4 事業終了時の引継業務 2 施設状態に関する要求 (1) 施設性能確認計画書の作成・提出 事業期間終了時における運営事業対象施設の施設性能に関する、確認事項、確認時期、確認方法等を記載した施設性能確認計画書を作成し、事業期間が終了する+2年前までに県に提出すること。</p>

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 要求水準書 新旧対照表

<p>当該施設性能の確認は、事業期間が終了する 180 日から 90 日前までに完了すること。</p>	<p>当該施設性能の確認は、事業期間が終了する180日から90日前までに完了すること。</p>
<p>(2)施設性能確認報告書の作成・提出 運営事業対象施設の施設性能に関する確認結果を取りまとめ、施設性能確認報告書を作成し、<u>施設性能確認の完了後 30 日以内</u>に県に提出すること。</p>	<p>(2)施設性能確認報告書の作成・提出 運営事業対象施設の施設性能に関する確認結果を取りまとめ、施設性能確認報告書を作成し、県に提出すること。</p>
<p>別紙 (1) 運営事業対象施設の範囲 (略)</p>	<p>別紙 運営事業対象施設に関する施設・設備データ 1) 運営事業対象施設 (略)</p>

熊本県有明・八代工業用水道運営事業 要求水準書 新旧対照表

<p>4) 送水・配水施設</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)</td> <td>送水ポンプ設備</td> <td>機械</td> <td>120kw×420v×60Hz×3台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2)</td> <td rowspan="2">送水ポンプ室</td> <td rowspan="2">建築</td> <td>地下鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>地上鉄骨 248.6m²×1棟</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>電気設備</td> <td>電気</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>送水配管</td> <td>土木</td> <td>φ1,200mm×410.8m</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>接合井</td> <td>土木</td> <td>長5.0m×幅2.5m×深2.98m×1池</td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td>配水トンネル</td> <td>土木</td> <td>馬蹄型 内径1.8m×4,478.665m</td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>分水池</td> <td>土木</td> <td>長14.8m×幅9.0m×深9.3m×1池</td> </tr> <tr> <td>(8)</td> <td>量水器</td> <td>電気</td> <td>電磁流量計、バルブ×1式</td> </tr> <tr> <td>(9)</td> <td>計量室</td> <td>土木</td> <td>鉄筋コンクリート造 16.0m²×1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(10)</td> <td rowspan="3">電気設備</td> <td rowspan="3">電気</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>有明工水 φ800mm×7,947.95m</td> </tr> <tr> <td>有明工水 φ300mm×2,987.00m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(11)</td> <td rowspan="2">配水本管</td> <td rowspan="2">土木</td> <td>大牟田工水φ1,200mm×9,814.81m</td> </tr> <tr> <td>φ150~500mm×2392.00m</td> </tr> <tr> <td>(12)</td> <td>配水支管</td> <td>土木</td> <td>φ150~500mm×2392.00m</td> </tr> </table>	(1)	送水ポンプ設備	機械	120kw×420v×60Hz×3台	(2)	送水ポンプ室	建築	地下鉄筋コンクリート	地上鉄骨 248.6m ² ×1棟	(3)	電気設備	電気	1式	(4)	送水配管	土木	φ1,200mm×410.8m	(5)	接合井	土木	長5.0m×幅2.5m×深2.98m×1池	(6)	配水トンネル	土木	馬蹄型 内径1.8m×4,478.665m	(7)	分水池	土木	長14.8m×幅9.0m×深9.3m×1池	(8)	量水器	電気	電磁流量計、バルブ×1式	(9)	計量室	土木	鉄筋コンクリート造 16.0m ² ×1式	(10)	電気設備	電気	1式	有明工水 φ800mm×7,947.95m	有明工水 φ300mm×2,987.00m	(11)	配水本管	土木	大牟田工水φ1,200mm×9,814.81m	φ150~500mm×2392.00m	(12)	配水支管	土木	φ150~500mm×2392.00m	<p>4) 送水・配水施設</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)</td> <td>送水ポンプ設備</td> <td>機械</td> <td>120kw×420v×60Hz×3台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2)</td> <td rowspan="2">送水ポンプ室</td> <td rowspan="2">建築</td> <td>地下鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>地上鉄骨 248.6m²×1棟</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>電気設備</td> <td>電気</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>送水配管</td> <td>土木</td> <td>φ1,200mm×410.8m</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>接合井</td> <td>土木</td> <td>長5.0m×幅2.5m×深2.98m×1池</td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td>配水トンネル</td> <td>土木</td> <td>馬蹄型 内径1.8m×4,478.665m</td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>分水池</td> <td>土木</td> <td>長14.8m×幅9.0m×深9.3m×1池</td> </tr> <tr> <td>(8)</td> <td>量水器</td> <td>電気</td> <td>電磁流量計、バルブ×1式</td> </tr> <tr> <td>(9)</td> <td>計量室</td> <td>土木</td> <td>鉄筋コンクリート造 16.0m²×1式</td> </tr> <tr> <td>(10)</td> <td>電気設備</td> <td>電気</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(11)</td> <td rowspan="3">配水本管</td> <td rowspan="3">土木</td> <td>有明工水 φ800mm×7,947.95m</td> </tr> <tr> <td>有明工水 φ300mm×2,987.00m</td> </tr> <tr> <td>大牟田工水φ1,200mm×9,814.81m</td> </tr> </table>	(1)	送水ポンプ設備	機械	120kw×420v×60Hz×3台	(2)	送水ポンプ室	建築	地下鉄筋コンクリート	地上鉄骨 248.6m ² ×1棟	(3)	電気設備	電気	1式	(4)	送水配管	土木	φ1,200mm×410.8m	(5)	接合井	土木	長5.0m×幅2.5m×深2.98m×1池	(6)	配水トンネル	土木	馬蹄型 内径1.8m×4,478.665m	(7)	分水池	土木	長14.8m×幅9.0m×深9.3m×1池	(8)	量水器	電気	電磁流量計、バルブ×1式	(9)	計量室	土木	鉄筋コンクリート造 16.0m ² ×1式	(10)	電気設備	電気	1式	(11)	配水本管	土木	有明工水 φ800mm×7,947.95m	有明工水 φ300mm×2,987.00m	大牟田工水φ1,200mm×9,814.81m
(1)	送水ポンプ設備	機械	120kw×420v×60Hz×3台																																																																																																	
(2)	送水ポンプ室	建築	地下鉄筋コンクリート																																																																																																	
			地上鉄骨 248.6m ² ×1棟																																																																																																	
(3)	電気設備	電気	1式																																																																																																	
(4)	送水配管	土木	φ1,200mm×410.8m																																																																																																	
(5)	接合井	土木	長5.0m×幅2.5m×深2.98m×1池																																																																																																	
(6)	配水トンネル	土木	馬蹄型 内径1.8m×4,478.665m																																																																																																	
(7)	分水池	土木	長14.8m×幅9.0m×深9.3m×1池																																																																																																	
(8)	量水器	電気	電磁流量計、バルブ×1式																																																																																																	
(9)	計量室	土木	鉄筋コンクリート造 16.0m ² ×1式																																																																																																	
(10)	電気設備	電気	1式																																																																																																	
			有明工水 φ800mm×7,947.95m																																																																																																	
			有明工水 φ300mm×2,987.00m																																																																																																	
(11)	配水本管	土木	大牟田工水φ1,200mm×9,814.81m																																																																																																	
			φ150~500mm×2392.00m																																																																																																	
(12)	配水支管	土木	φ150~500mm×2392.00m																																																																																																	
(1)	送水ポンプ設備	機械	120kw×420v×60Hz×3台																																																																																																	
(2)	送水ポンプ室	建築	地下鉄筋コンクリート																																																																																																	
			地上鉄骨 248.6m ² ×1棟																																																																																																	
(3)	電気設備	電気	1式																																																																																																	
(4)	送水配管	土木	φ1,200mm×410.8m																																																																																																	
(5)	接合井	土木	長5.0m×幅2.5m×深2.98m×1池																																																																																																	
(6)	配水トンネル	土木	馬蹄型 内径1.8m×4,478.665m																																																																																																	
(7)	分水池	土木	長14.8m×幅9.0m×深9.3m×1池																																																																																																	
(8)	量水器	電気	電磁流量計、バルブ×1式																																																																																																	
(9)	計量室	土木	鉄筋コンクリート造 16.0m ² ×1式																																																																																																	
(10)	電気設備	電気	1式																																																																																																	
(11)	配水本管	土木	有明工水 φ800mm×7,947.95m																																																																																																	
			有明工水 φ300mm×2,987.00m																																																																																																	
			大牟田工水φ1,200mm×9,814.81m																																																																																																	
<p>(3) 運営権者の業務範囲 図表を追加</p>																																																																																																				
<p>(4) 運営事業対象施設における責任分界 図表を追加</p>																																																																																																				